

社会福祉法人「蘇南会」

令和 6 年度 経営方針並びに事業計画

特別養護老人ホーム矢部大矢荘
矢部大矢荘短期入所生活介護事業所
矢部大矢荘通所介護事業所復健館
矢部大矢荘居宅介護支援事業所
ケアハウス光露館
生活困難者に対する支援事業
社会福祉の増進に資する人材育成事業

社会福祉法人 蘇南会 基本理念

『 老後の尊厳ある暮らしを支える 』

令和 6 年年明けに能登半島地震が発生し、多くの人命が失われ、現在も多くの方が不自由な生活を強いられている。熊本地震での教訓も時と共に薄れており、今一度立ち返り、かけがいのない命を守る防災について考える必要性を感じている。

今年度は、BCP(事業継続計画)が義務化された。「絵に描いた餅」とならないよう、訓練を含め最小限の被害にとどめられるよう備えを強化する。

どの業界も同じではあるが、福祉業界の担い手不足が深刻な問題となっている。グループホームすみれの閉鎖も人手不足が一因であるが、今後もスタッフの高齢化等、先は明るくない状況である。今年度はミャンマーから 4 名の特定技能スタッフが入職予定である。しかし、技能実習生 4 名が来年は実習を終了し帰国予定のため、今後も外国人スタッフに頼らざるおえない状況が継続するものと思われる。

また、コロナ禍による空所の課題が令和 5 年度中に解決せず、物価高騰や維持修繕費用の増大により経営困難な状況が続いている。令和 6 年度は経営安定に向け入所者獲得を第一に掲げたい。

令和 6 年度は、虐待防止や災害、感染症の BCP が義務化される。全職員が高い意識を持って関われるように意識向上を図っていきたい。

1. 特別養護老人ホーム矢部大矢荘運営方針並びに事業計画

全体目標:

今年度からは、矢部大矢荘でもノーリフティングケアが定着するよう本格的に取り組むを行う。介護部、看護部、機能訓練部、生活相談部等が一丸となり、利用者の安全安心の確保及びスタッフの心身の介護負担軽減を図っていく。

令和6年元旦の能登半島地震では、特別養護老人ホーム入所者の死者はゼロであった。矢部大矢荘も熊本地震の教訓を生かし、自然災害訓練、BCP訓練を行い、大きな災害時にもできる限り利用者とスタッフの安全が守られるように努める。

また、去年掲げていた入所者稼働率の回復は達成できなかった。今年度も満床を目標に入所者獲得を目指し、安定的な経営と質の高いサービス提供につなげていく。

グループホームすみれ閉鎖に伴い、4名のスタッフが矢部大矢荘に異動となる。経験者ではあるが、いち早く矢部大矢荘の即戦力となれるよう声を掛け合い互いに協力していく。

また、ミャンマーからの特定技能スタッフがなるべく早く日本の生活に馴染めるよう、現場での指導と共に多方面からのサポートを全スタッフで行っていく。

介護部目標:

- ① ケアプランに沿って、個性や価値観、生活背景を踏まえ、一人一人に必要なケアを考え、自分らしく生活してもらえるように支援する。
- ② 人権・虐待を防止する研修を行い、様々な要因が重なりあって起こり得る身体拘束や虐待を未然に防げるように日々のケアの振り返りを行う。
- ③ ノーリフトケアを学び、利用者の安全・安心に繋がられるケアを実施すると共に、職員の身体的負担軽減に努める。
- ④ 災害や緊急事態などの予期せぬ出来事に、介護サービスを中断することなく混乱を最小限に抑えながら平時よりBCPに対する意識を持ちケアに当たる。

看護部目標:

- ① 利用者の健康管理を徹底し、疾病の早期発見、早期対応、苦痛の緩和に努める。
- ② 新型コロナやインフルエンザを含め様々な感染症の感染予防や拡大防止対策に努める。
- ③ 利用者や家族へ随時、適切な説明や同意を得ながら信頼関係を確立していく。
- ④ 入所時から看取り介護に至るまで尊厳を持った対応を行い、最後まで穏やかで安心できる生活を支援する。
- ⑤ 職員の健康診断やメンタルヘルスを適切に行い、職員の健康の維持・管理を図る。
- ⑥ 医療・看護に関する研修やOJTを通し、看護・介護の質の維持、向上を目指す。

生活相談部目標：

- ① 利用者の尊厳が保持できるよう、利用者ひとりひとりの個性を大切に、尊厳ある暮らしを支えるためのマネジメントの実践に努める。
- ② 利用者が日々の暮らしを安心して過ごせるよう寄り添う理解者として存在しつつ、利用者の生活ニーズを代弁し、個別的なケアと日常生活を一体的に提供することで利用者の安心へとつなげていく。
- ③ 社会福祉法人に求められる地域貢献として、生活困難者レスキュー事業を積極的に取り組む。
- ④ 地域との関りや関係機関と連携を図り、社会資源の一つとして役割を担いながら地域包括システムの構築および充実に努める。

機能訓練部目標：

- ① 利用者の運動機能の維持及び低下防止が図れるよう、的確な評価を行った上で機能訓練計画を立案・作成し、個々のニーズや状態に沿った訓練内容を継続的に提供していく。
- ② ポジショニングやシーティングといった利用者の姿勢調整を専門的見地から分析し、多職種に対して情報を適宜発信しながら共に実践していく。
- ③ 各職種に対し、ノーリフティングへの理解やその技術向上を推進し、職員利用者相互が安全で安心した介護関係を構築できるように支援していく。

栄養部目標：

- ① 利用者に安全で安心な食事を提供する。
高齢者の嗜好や季節感、見た目でも楽しんでもらえるように工夫や改善（食事の固さや盛り付け）していく。
- ② 利用者の状態把握に努め、栄養状態改善のため栄養マネジメントの作成・実施を行う。
利用者の食生活の充実に向け、本人の状態（精神的・身体的）を各職種で情報を共有・連携して対応する。
- ③ 災害時でも食事の継続的な提供ができるように備蓄食料の提供の仕方等のマニュアルを見える化するなどの見直しを行う。

2. 矢部大矢荘短期入所生活介護事業および介護予防短期入所事業所運営方針並びに事業計画

目標:

利用者の心身の状況、もしくはその家族の疾病やその他の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある利用者に対して、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供を行う。利用者本人の生活支援、また、その家族への介護軽減を行うことで在宅生活の継続が図れることを主たる目標とする。

運営方針

- ① 利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に努め、日常的に必要な援助を行う。
- ② 認知症利用者の生活に刺激を与え、また尊厳のある生活を送ることができるよう支援する。
- ③ サービス提供が 5 日以上に及ぶ時は、短期入所生活介護計画に基づきケアを提供し画一的なものとならないように配慮する。
- ④ サービス提供は、基本的に指定介護老人福祉法に準ずる基準で行い、利用者・家族にサービスの提供方法について、丁寧に説明を行う。
- ⑤ 利用期間中の健康管理に配慮し、異常がある場合は速やかに適切な対応を行う。特に感染症には注意を払い、初冬の利用にあたってはインフルエンザ予防接種の接種確認は必須とする。
- ⑥ 随時利用者および家族の苦情・相談等の対応に努める。必要時は関係機関・事業所・担当介護支援専門員との連携を図り、安心して短期入所利用および在宅生活が継続できるようにする。
- ⑦ 利用者の所持品の管理確認を徹底し、トラブルのない短期入所の利用ができるよう各部署の連携を図る。
- ⑧ 利用期間中および送迎サービス中の事故防止に十分に注意を払う。

3. 矢部大矢荘通所介護事業所「復健館」運営方針並びに事業計画

目標:

生活に密着したサービスの提供

利用者が在宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の介護および機能回復訓練を行う。これは、その人らしい生活を送る「尊厳ある暮らし」を目指すものであり、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の向上、ならびに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

運営方針

① 在宅生活の維持に係るサービスの提供

地域包括システムの円滑な導入に伴い、地域との結びつきを重視し、関係市町村、保険者、居宅介護支援事業所等、その他サービス提供を行う他事業所と連携を図り、利用者が一貫したサービスを利用できるように努める。

② 心身機能維持向上訓練・生活行為向上訓練に至る総合的な機能強化

居宅介護支援計画に基づき、居宅訪問や本人、家族、関連機関の各事業所との連携を密にし、個々の能力に合わせた計画を作成する。また、地域資源を有効に活用し、きめ細やかなサービスを提供する。

特に機能訓練においては、リハ専門職を中心に日常生活の自立ならびに介護負担軽減に効果的につながるような活動を提供する。

総合事業(通所型サービスA)については介護予防の強化を目標に掲げ、機能維持向上訓練、自立した生活の維持ができるような活動を取り入れていく。

事業所内のサービス以外にも社会資源を活用し、買い物やお出かけ等、利用者のニーズに応じたサービスを提供し、はりのある生活を支援する。

③ 認知症利用者の受け入れ

早期診断、治療、介護の流れの中で、適時、適切な対応を行う。

中度、重度者の受け入れについては、医師、介護支援専門員との連携を取りながら、利用目的を十分に把握し安全と安心を図っていく。

④ 災害時の対応

デイ利用中、送迎中の大きな災害を想定し、シミュレーションや災害訓練、BCP 訓練を行っておく。利用者が帰宅困難となった場合の宿泊時の対応も視野に BCP 等の作成を行う。

⑤ その他

利用者の急変時に備え、マニュアルの確認を定期的に行い、速やかにかかりつけ医や専門医療機関に受診に繋げる。

4. 矢部大矢荘居宅介護支援事業所事業の目的及び運営の方針

目的:

本事業所は、介護保険の理念に基づき、在宅の要介護者、要支援者に対し、ご本人、ご家族のとの信頼関係を大切にしながら住み慣れた地域での生活、自宅での生活が継続できるように支援することを目的とする。また、より質の高いケアマネジメントの推進に努力することを目標にする。

運営の方針:

1. 医療ニーズを有する利用者にとっては、入院時の医療機関への情報提供、退院後の在宅支援、日常の療養支援、看取り、急変時の対応等、状況に応じて、医療、介護の連携の要となるように情報交換、共有を図っていく。
2. ケアプランの作成に当たり、利用者の心身状況の特性を踏まえ、利用者、家族の意向を尊重しながら、情報分析と課題の整理を行い、利用者の自立支援に向け、適切なニーズの把握と相応するサービスが提供できるように、また、公正中立の立場から、フォーマル・インフォーマルを含めたサービスを計画していく。
3. ケアマネジメントを通じて、医療、介護、福祉の連携を進め、地域ネットワークの充実を目指していく。
4. 地域包括支援センターが開催する自立支援型地域ケア会議に参加し、地域課題を示し、行政サービスやインフォーマルサービスなどの社会資源の形成、地域包括ケアシステムの構築に関わっていく。
5. 専門職としての質の向上を目指し、事業所内研修の年間計画を作成して実施する。また、事業所外での研修の機会を活かし、自己研鑽に努める。
6. 介護支援専門員実務研修「実習」の受け入れに当たり、実習受け入れ態勢の強化と実習内容の充実を図り、介護支援専門員の育成に協力する。
7. 定期的な居宅会議を開催し、職員間及び事業所全体の情報共有と連携を図っていく。
8. 利用者、家族からの苦情については、真摯に受け止め、職員全員で対応策を検討する。直接的な申し出がない場合も想定されるため、相互に得た情報を躊躇なく職員間で共有できる環境をつくる。
9. 感染症や災害が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供していけるようにサービス事業との連携を図り、業務継続計画を策定して、体制を整備していく。

5. ケアハウス光露館目標・運営方針

目標:

地球温暖化による自然災害や食料生産への影響(物価高騰)に加え、今もなお続く感染症の数々は、私達を取り巻く生活環境に大きな影響を与えている。

また、介護業界においては“要介護者の増加”特に認知症高齢者の増加に伴い、本来のケアハウスとしてのスタイルではなく、視点を変えた取り組みが望まれる中、いかなるニーズにも柔軟に対応すべくスタッフの育成にも力を入れ今後につなげていく。

その反面、“深刻な人手不足”という事も決して切り離すことのできない重大な問題である。日々の業務遂行に潜む問題や、職員が抱える問題に目を向け、早急な対応を心がける。そこで今春28年目を迎える光露館として“今できること”は、

- ① 入居者の安心・安全な生活を守り、一日でも長く光露館での生活継続ができるよう支援する。
- ② レクリエーション等にも力を入れ、入居者の活力につながる活動を推進する。
- ③ 市町村との連携を強化し、地域高齢者に関する情報を入手し必要な支援を提供する。
- ④ 職員一人一人と向き合い、不安やストレスの軽減に努め“働きやすく、長く勤めたい職場づくり”を目指す。

以上の4本柱を目標に掲げ、職員一丸となり取り組みます。

運営方針:

- (1)入居者の人権を尊重し、自由でプライバシーが確保される安心した生活を援助していく。
- (2)感染症に関する熊本県からの最新情報を入手し、入居者～職員まで情報共有に努める。
- (3)感染症の種類や対策を明確にし、勉強会等を通して入居者へわかりやすく説明を行い、毎日の検温、手洗い・うがいの徹底を図り、健康管理に努める。
- (4)管理栄養士による栄養管理を行い、委託業者(日清医療食品)により、入居者個々の健康状態に合わせた食事を提供する。また、嗜好調査・食事検討会等でニーズを把握し、季節感のあるバラエティーに富んだメニュー、適温での食事を提供する。食事の雰囲気等にも配慮し特に毎月『楽しいランチ・感謝の日』を行ない、食事の楽しさを味わってもらう。
- (5)入居者の活力を高める為、体力面と精神面のリラクゼーションを図る。(体力面…クラブ活動やレクリエーションの充実、精神面…四季の移り変わりを感じてもらえるコーナーを作り、五感へ刺激を与える…etc)

- (6) 入居者の健康管理に配慮し、年一回の健康診断の実施や各医療機関受診等を援助する。また、介護予防に関する施策も取り入れていきながら、入居者の健康増進を図り、その予防や維持に努める。認知症の予防にも努め、その早期発見、受診等を支援する。
- (7) 介護保険対象の要支援・要介護の入居者に対しては、自立生活が維持できるように、介護保険制度を利用して、個々人にあった生活ができるよう支援する。
- (8) 常に居室は、自主的に整理整頓をしてもらい、快適な生活を送ってもらえるよう援助する。
- (9) 入居者の人格・人権を尊重し、ありのままを受け入れるよう努力し、入居者の相談に適切に対応しながら、精神的ケアに努める。
- (10) 入居者からの日々の意見の受付、また定期的な入居者懇談会の開催等から、日常生活上でのニーズを把握し対応していく。また、苦情がある場合は、迅速且つ適切に解決するようにする。
- (11) 職員は、毎月、職員会議や職員研修を行なうと共に各種研修会等に参加し、専門職としての自己研鑽に努める。入居者や家族に対しては、専門的な立場から自覚を持ち、思いやりを持って接する。
- (12) 常にリスクマネジメントに配慮し、早期の対応や予防的対応を重視する。また年二回以上防災避難訓練(夜間想定・昼間想定)を行う。
- (13) 職員は業務上知り得た入居者及び家族の個人情報に関する守秘義務を遵守する。
- (14) 職員は、経費節減の観点から、省エネ・節水等に努める。

6. 生活困難者に対する支援事業 運営方針並びに事業計画

目標:

地域社会において様々な生活課題を抱える要支援者に対して、地域貢献活動として相談・援助活動や必要に応じた経済援助活動を実施することにより、緊急的な生活危機の回避・心理的不安の軽減・利用可能な制度への繋ぎになることを目標とする。

運営方針

- ① コミュニティソーシャルワーカー（特養職員兼務）を配置し、生活困難者レスキュー事業として地域で生活課題を抱える方の相談に迅速に対応することで課題の解決に努める。
- ② 経済的援助の必要性を確認したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告する。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定し、早急支援に繋げる。
- ③ コミュニティソーシャルワーカーは、施設長の決済後、生活困難者に同行しスーパーや、インフラ関係、不動産業者、サービス提供事業者等に支払いを行い、その後熊本県社会福祉協議会のレスキュー基金で清算する。
- ④ 1 ケースあたりの現物給付による最長支援期間はおおむね1ヶ月とし、生活支援限度額は10万円以内とする。
- ⑤ 生活困難者は、支援後も繰り返し生活困難状態に陥ることが多いため、終結後の継続的なフォローやサポートを実施する。
- ⑥ コミュニティソーシャルワーカーは定期的に研修を受け研鑽を積み支援に生かす。

7. 社会福祉の増進に資する人材育成事業 運営方針並びに事業計画

目標:

外国人人材の受け入れを技能移転という趣旨で実行し、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に受け入れ、我が国の介護職の社会的評価の向上や介護サービスの質の向上に繋げる。また、地域社会においても今日的な社会課題である介護・看護人材確保のため、法人として人材育成事業を実施する。

運営方針

- ① 在留資格特定技能外国人及び外国人技能実習生の受け入れを実施する。
- ② 法人奨学金制度による資格取得の実施（介護福祉士実務者研修。看護師資格）